

教育職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案

教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を次のように改める。

- 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第3条の規定による定年から5年を減じた年齢とする。

第2条に次の1項を加える。

- 3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後であって教育委員会が定める日とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、教育職員の高齢者部分休業の対象となる年齢等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

教育職員の高齢者部分休業に関する条例（抄）

（高齢者部分休業）

第2条 省 略

2 法第26条の3第1項の**高年齢**として条例で定める期間は、5年
年齢 **職員の定年に関する条例（昭和59**
とする。

年大阪市条例第3号）第3条の規定による定年から5年を減じた年齢

3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年
齢に達する日後の最初の4月1日以後であって教育委員会が定める日とする。